証券コード　８０９３
平成30年６月4日

株 主 各 位

東京都千代田区大手町二丁目２番１号
極 東 貿 易 株 式 会 社
代表取締役社長　三　戸　純　一

第98回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第98回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成30年６月20日（水曜日）営業時間終了の時（午後５時40分）までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成30年６月21日（木曜日）午前10時
２．場　　所　東京都千代田区丸の内一丁目６番５号
　丸の内北口ビルフクラシア 16階Ｂ会議室
　(昨年と会場が変更となっております。
　末尾の会場案内図をご参照ください。)

３．目的事項
報告事項　１．第98期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
　２．第98期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　株式併合及び定款の一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）８名選任の件
第４号議案　譲渡制限付株式報酬制度の導入及び取締役の報酬額変更の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kbk.co.jp）に掲載しておりますのでご覧ください。
　なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kbk.co.jp）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢の改善が継続し、輸出や設備投資の増加も牽引役となり、景気拡大は着実に持続しております。また、世界経済においても、米国が堅調な消費を背景に高水準の景気を持続し、欧州や中国及びその他の新興国においても景気は回復基調が続いておりますが、北朝鮮や中東における地政学的リスクは依然として懸念材料であり、米国の通商政策による米中貿易摩擦問題など、先行きは不透明な状況が続くものと思われます。

このような環境の下、当グループは中期経営計画「KBK 2016」に基づく重点戦略を着実に推進し、将来につながる事業基盤の構築のため、M&Aや新事業の立ち上げによる事業拡大等の施策に取り組んでまいりました。

この結果、当グループの当連結会計年度の業績につきましては、基幹産業関連部門の重電設備関連事業が増収となり、機械部品関連部門も着実に業績を伸ばしたことで当グループの当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度に比べ24億53百万円増加し、620億80百万円となりました。

部門別の売上高の状況は次のとおりであります。

基幹産業関連部門

重電設備関連事業においては大口案件に恵まれ売上高を伸ばしましたが、資源開発機器関連事業は原油価格低迷による業界不況などにより、大きく落ち込みました。この結果、売上高は前連結会計年度に比べ20億96百万円増加の206億76百万円となりましたが、セグメント利益は１億41百万円減少の57百万円の損失となりました。

電子・制御システム関連部門

航空電子関連事業は軽量ケーブルの事業が立ち遅れ、火力発電所向け計装システム関連事業においても大口案件の納期遅延等により減収減益となりました。この結果、売上高は前連結会計年度に比べ３億75百万円減少の99億28百万円となり、セグメント利益も３億26百万円減少の49百万円の損失となりました。

産業素材関連部門

複合材料関連事業は好調だった前連結会計年度に比べて落ち込んだことに併せ、樹脂・塗料関連事業は米国での在庫調整等の影響もあり減収減益となりました。この結果、売上高は前連結会計年度に比べ４億66百万円減少の159億72百万円となり、セグメント利益も39百万円減少の２億11百万円となりました。

機械部品関連部門

エトー株式会社のねじ関連事業は好調な国内事業が引き続き同事業を牽引したことに加え、ばね関連事業も堅調に推移しました。この結果、売上高は前連結会計年度と比べ11億99百万円増加の155億３百万円となり、セグメント利益も、前連結会計年度に比べ１億21百万円増加の７億４百万円となりました。

セグメント情報

（単位：百万円）

区　　分	平成29年度 当連結会計年度		平成28年度 前連結会計年度		増減(△印減)	
	売上高	構成比	売上高	構成比	売上高	増減率
		%		%		%
基幹産業関連	20,676	33.3	18,579	31.1	2,096	11.3
電子・制御システム関連	9,928	16.0	10,303	17.3	△375	△3.6
産業素材関連	15,972	25.7	16,439	27.6	△466	△2.8
機械部品関連	15,503	25.0	14,304	24.0	1,199	8.4
合　　計	62,080	100.0	59,626	100.0	2,453	4.1

損益の状況

損益面におきましては、機械部品関連部門が着実に業績を伸ばしましたが、基幹産業関連部門の資源開発機器関連事業と電子・制御システム関連部門の航空電子関連事業の落込みに併せ、火力発電所向け計装システム関連事業の大口案件の納期遅延等により、売上総利益につきましては、前連結会計年度に比べ２億87百万円減少の81億93百万円となり、営業利益につきましても前連結会計年度に比べ３億78百万円減少の８億12百万円となりました。

経常利益につきましては持分法による投資利益が増したものの、営業利益の落込みを埋め合わせすることは出来ず、前連結会計年度に比べ１億３百万円減少の15億37百万円となりましたが、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、投資有価証券売却益の計上などにより、前連結会計年度に比べ４億11百万円増加の14億67百万円となりました。

② 設備投資の状況
該当事項はありません。

③ 資金調達の状況
該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑵ 対処すべき課題

当グループは中期経営計画「KBK 2016」において、中長期的な時間軸の中で経済環境の激変にも耐え得る経営基盤を築き、株主価値の持続的な向上を図るための重点戦略を策定し、平成30年３月期におきまして計画の２年目を終了いたしました。

当グループは、既存事業の基盤を着実に強化するとともに、新事業の推進も積極的に展開しており、平成30年３月に公表いたしました輸出商社であるプラント・メンテナンス株式会社の買収、ドイツにおける合弁会社Umka Lab GmbHの設立など中期経営計画に基づく重点戦略を着実に実行しております。

当連結会計年度は収益面では計画数値より遅れはとりましたものの、将来を見据えた事業方針の下、中期経営計画最終年度の平成31年３月期におきましては、次期中期経営計画につながる事業基盤の強化をより一層推し進めていきたいと考えております。

また、株主の皆様に対する利益還元も経営の重要課題の一つに位置づけており、今後の更なる増配を実現するために、収益力を高めることによる財務体質の強化に併せ、株主価値向上に資する事業運営を推進いたします。

経営管理面では、平成31年３月期より任意の指名及び報酬委員会を立ち上げるとともに、役員報酬に株式報酬制度を取り入れるなどコーポレートガバナンスの強化に努め、透明性のより高い経営を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とお引き立てを賜りますようお願い申しあげます。

⑶ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の推移

項　目	平成26年度（第95期）	平成27年度（第96期）	平成28年度（第97期）	平成29年度（第98期）（当期）
売上高（百万円）	49,009	66,237	59,626	62,080
経常利益（百万円）	851	1,431	1,640	1,537
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	763	2,201	1,055	1,467
１株当たり当期純利益（円）	28.56	73.99	32.67	45.53
純資産（百万円）	15,513	20,280	21,690	23,254
総資産（百万円）	37,560	49,007	49,156	52,352

② 当社の財産及び損益の推移

項　目	平成26年度（第95期）	平成27年度（第96期）	平成28年度（第97期）	平成29年度（第98期）（当期）
売上高（百万円）	37,092	42,355	35,744	37,873
経常利益（百万円）	613	678	860	549
当期純利益（百万円）	597	442	638	816
１株当たり当期純利益（円）	22.35	14.87	19.74	25.33
純資産（百万円）	13,051	13,708	14,894	15,473
総資産（百万円）	31,968	39,807	39,663	42,898

⑷ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当する親会社はありません。

② 重要な子会社等の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
		%	
(重要な子会社)			
KBK Inc （米国）	9,400千米ドル	100.00	貿易業
日本システム工業株式会社	50百万円	100.00	電子機器の製造及び各種ソフトウェアの開発、販売
極東貿易(上海)有限公司（中国）	11,123千人民元	100.00	貿易業
株式会社ゼットアールシー・ジャパン	16百万円	100.00	重防食塗料の輸入販売
KBKスチールプロダクツ株式会社	150百万円	100.00	高性能ステンレススチールベルトなどの製造、販売
サンコースプリング株式会社	45百万円	100.00	定荷重ばね、ステンレス製各種ばね類の製造、販売
ファーレ株式会社	10百万円	100.00	給電装置の輸入販売
オートマックス株式会社	30百万円	100.00	各種性能評価試験装置等の製造、販売
エトー株式会社	669百万円	100.00	ねじ鋲螺その他工具の販売
ETO PRECISION(MALAYSIA) SDN.BHD.（マレーシア）	1,000千マレーシアリンギット	100.00	ねじ鋲螺その他工具の販売
ETO PRECISION OF TAIWAN CO., LTD. （台湾）	5,000千台湾ドル	100.00	ねじ鋲螺その他工具の販売
SIAM ETO CO., LTD （タイ）	110,000千タイバーツ	94.44	ねじ鋲螺その他工具の販売
ETO(HONG KONG) CO., LTD. （香港）	2,000千香港ドル	100.00	ねじ鋲螺その他工具の販売

会　　社　　名	資　本　金	当社の出資比率	主要な事業内容
		%	
(重要な関連会社)			
ABB日本ベーレー株式会社	192百万円	29.4	自動制御装置及び同機器の設計、製造、販売
藤倉化成塗料(天津)有限公司(中国)	8,600千人民元	30.0	自動車関連塗料等の製造、販売
藤倉化成(佛山)塗料有限公司(中国)	13,999千人民元	30.0	自動車関連塗料等の製造、販売
上海藤倉化成塗料有限公司(中国)	69,000千人民元	30.0	自動車関連塗料等の製造、販売
E&H PRECISION(THAILAND)CO.,LTD.(タイ)	76,000千タイバーツ	25.0	ねじ鋲螺その他工具の販売

③　特定完全子会社に関する事項

会社名	住　　所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
ヱトー株式会社	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号	10,013百万円	42,898百万円

⑸ **主要な事業内容**（平成30年3月31日現在）

電力、鉄鋼、建設関係の機械設備、航空機関連機器、機械部品(各種ばね類、ねじ関連機械器具等)、電子機器及びソフトウェア、資源開発機器、食品機械、食品用副資材、プラスチックその他雑貨類の国内販売業並びに輸出入業（外国間取引を含む）。

⑹ 主要な営業所（平成30年３月31日現在）

当社国内店：	本店（東京都千代田区）、札幌支店（札幌市中央区）、名古屋支店（名古屋市中村区）、大阪支店（大阪市北区）、福岡支店（福岡市中央区）
当社海外店：	台北支店（台湾 台北）
ＫＢＫ Ｉｎｃ：	本店（米国 ニューヨーク）、ミシガン駐在員（米国 ミシガン）
日本システム工業株式会社：	本店（東京都千代田区）、田町営業所（東京都港区）
KBKスチールプロダクツ株式会社：	本店（平塚市）
極東貿易(上海)有限公司：	本店（中国 上海）、北京事務所（中国 北京）、広州事務所（中国 広州）
株式会社ゼットアールシー・ジャパン：	本店（東京都千代田区）
サンコースプリング株式会社：	本店（横浜市港北区）
ファーレ株式会社：	本店（大阪市中央区）
オートマックス株式会社：	本店（東京都板橋区）
エトー株式会社：	本店（横浜市西区）
ETO PRECISION (MALAYSIA) SDN. BHD.：	本店（マレーシア セランゴール）
ETO PRECISION OF TAIWAN CO., LTD.：	本店（台湾 台北）
SIAM ETO CO., LTD. ：	本店（タイ バンコク）
ETO(HONG KONG) ＣＯ．，ＬＴＤ．：	本店（香港）

⑺ 従業員の状況（平成30年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

区分	従業員数（名）
基幹産業関連	108 （ 24）
電子・制御システム関連	64 （ 14）
産業素材関連	89 （ 9）
機械部品関連	328 （149）
全社（共通）	45 （ 7）
合計	634 （203）

（注）１．従業員は就業人員（当社からの社外への出向者を除く）であります。
２．全社（共通）として記載されている従業員は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
３．臨時従業員は、パートタイマー、嘱託契約従業員及び派遣社員を含めて、従業員数欄の（ ）内に、当連結会計年度の平均雇用人員（１日８時間換算）を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
187名(37名)	２名減	44才１か月	19年６か月

（注）１．従業員は就業人員（当社からの社外への出向者を除く）であります。
２．臨時従業員は、パートタイマー、嘱託契約従業員及び派遣社員を含めて、従業員数欄の（ ）内に、当連結会計年度の平均雇用人員（１日８時間換算）を外数で記載しております。

⑻ 主要な借入先の状況（平成30年３月31日現在）

借入先	借入金額
	百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,834
株式会社三井住友銀行	1,350
株式会社みずほ銀行	1,084

（注）株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年４月１日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

⑼ その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項（平成30年３月31日現在）

(1)　発行可能株式総数　100,000,000株

(2)　発行済株式の総数　32,479,592株

(3)　株主数　3,162名

(4)　大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
インタートラスト トラスティーズ(ケイマン)リミテッド ソールリー イン イッツ キャパシティー アズ トラスティー オブ ジャパン アップ	4,248	13.35
みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託 IHI口	1,927	6.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,328	4.17
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,159	3.64
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,002	3.15
株式会社三井住友銀行	987	3.10
株式会社ニレコ	757	2.38
スタンダード チャータード バンク シンガポール モーリシャス アカウント オールドウエル ジャパンファンドリミテッド	727	2.28
黒田　孝井	700	2.20
極東貿易取引先持株会	664	2.09

（注）1.持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（656,369株）を控除して計算しております。

2.株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年４月１日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項（平成30年３月31日現在）

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1)　取締役の氏名等（平成30年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	三　戸　純　一	営業統括本部長
代表取締役副社長	吉　川　忠　志	営業統括本部副本部長、海外事業統括グループ長、極東貿易（上海）有限公司 董事長
取締役	松　井　秀　一	常務執行役員、電子・計装グループ長 ABB日本ベーレー株式会社 代表取締役
取締役	岡　田　義　也	常務執行役員、産業・資源グループ長、国内子会社統括グループ長
取締役	苫米地　信　輝	常務執行役員、管理統括本部長、管理企画グループ長、企画グループ室長
取締役	齋　藤　壽　士	エトー株式会社 代表取締役社長
取締役	釜　　和　明	株式会社IHI 相談役、公益財団法人財務会計基準機構 代表理事 理事長、中央職業能力開発協会 会長、日本精工株式会社 社外取締役、コニカミノルタ株式会社 社外取締役、住友生命保険相互会社 社外取締役
取締役	佐　藤　匡　玄	執行役員、素材グループ長
取締役 常勤監査等委員	大　内　　晋	
取締役 監査等委員	田　辺　信　彦	弁護士､KYCOMホールディングス株式会社 社外監査役
取締役 監査等委員	荒　井　卓　一	公認会計士､三井住友海上火災保険株式会社 社外監査役

（注）１．当社は、平成29年６月21日付で監査等委員会設置会社に移行しましたことに伴い取締役常勤監査等委員に大内晋氏、取締役監査等委員に田辺信彦氏及び荒井卓一氏が就任しております。

２．取締役 釜和明氏、取締役監査等委員 田辺信彦氏、取締役監査等委員 荒井卓一氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。

３．当社は社外取締役である釜和明氏、田辺信彦氏及び荒井卓一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

４．当社は、釜和明氏、田辺信彦氏及び荒井卓一氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約により、各氏がその任務を怠ったことにより当社に損失を与えた場合で、かつその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失のないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し、責任を負うものとしております。

５．取締役常勤監査等委員 大内晋氏は、当社において長年、経理・財務・企画業務を担当しており、さらに、社外取締役である田辺信彦氏は弁護士として、荒井卓一氏は公認会計士として、各々専門知識を有しており、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

6．監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役(監査等委員を除く)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門である監査室と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、大内晋氏を常勤監査等委員として選定しております。

(2)　取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	9名 (1)	188百万円 (6)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (2)	27 (9)
監査役 （うち社外監査役）	4 (2)	13 (3)
合　　計	16	229

(注) 1．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額は、平成29年６月21日開催の第97回定時株主総会において年額360百万円以内（うち社外取締役分として年額20百万円以内）（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3．監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成29年６月21日開催の第97回定時株主総会において年額70百万円以内と決議いただいております。
4．監査役の報酬限度額は、平成19年６月19日開催の第87回定時株主総会において年額70百万円以内と決議いただいております。
5．当社は、平成19年６月19日開催の第87回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

(3)　社外役員に関する事項

区　　分	氏　　名	取締役会出席状況	監査等委員会監査役会出席状況
社外取締役（監査等委員を除く）	釜　和明	14回/15回	-
社外取締役（監査等委員）	田辺　信彦	12回/12回	10回/10回
	荒井　卓一	11回/12回	9回/10回
社外監査役	田辺　信彦	3回/3回	3回/3回
	荒井　卓一	3回/3回	3回/3回

(注) 社外取締役（監査等委員）の取締役会出席回数及び監査等委員会出席回数は、監査等委員会設置会社移行後の期間にかかるものであり、社外監査役の取締役会出席回数及び監査役会出席回数は、移行前の期間にかかるものであります。

① 取締役　釜　和明

㈠ 重要な兼職先と当社との関係

当社は、株式会社IHIの代理・特約店として同社から電機品等を購入しており、また同社に自動制御装置等を販売しております。当社は公益財団法人財務会計基準機構の法人会員です。

当社は、中央職業能力開発協会、日本精工株式会社、コニカミノルタ株式会社及び住友生命保険相互会社との間にはいずれも特別な関係はありません。

㈡ 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は93％であります。

出席した取締役会においては、報告事項や決議事項について、主として会社経営者経験者としての見地・視点より適宜適切な質問・照会をするとともに、必要に応じ経営判断を含めた貴重な意見具申を行っております。

㈢ 責任限定契約の内容の概要

当社と、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金６百万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

② 取締役監査等委員　田辺信彦

㈠ 重要な兼職先と当社との関係

当社はKYCOMホールディングス株式会社との間には特別な関係はありません。

㈡ 当事業年度における主な活動状況

（ⅰ）取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は100％であります。

出席した取締役会においては、社外取締役として、毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、社外の立場から、貴重な意見具申を行っております。

（ⅱ）監査役会(旧体制制度)への出席状況及び発言状況

出席率は100％であります。

出席した監査役会においては、都度決議・報告事項について、主として弁護士としての見地・視点より意見交換・協議を行い、必要に応じ経営監査上参考となる貴重な意見具申を行っております。

（iii）監査等委員会への出席状況及び発言状況
出席率は100％であります。
出席した監査等委員会においては、都度決議・報告事項について、主として弁護士としての見地・視点より意見交換・協議を行い、必要に応じ経営監査上参考となる貴重な意見具申を行っております。

㈢　責任限定契約の内容の概要
当社と、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金６百万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

③　取締役監査等委員　荒井卓一

㈠　重要な兼職先と当社との関係
当社は三井住友海上火災保険株式会社との間には特別な関係はありません。

㈡　当事業年度における主な活動状況
（ｉ）取締役会への出席状況及び発言状況
出席率は92％であります。
出席した取締役会においては、社外取締役として、毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、社外の立場から、貴重な意見具申を行っております。

（ii）監査役会への出席状況及び発言状況
出席率は100％であります。
出席した監査役会においては、都度決議・報告事項について、主として公認会計士としての見地・視点より意見交換・協議を行い、必要に応じ経営監査上参考となる貴重な意見具申を行っております。

（iii）監査等委員会への出席状況及び発言状況
出席率は90％であります。
出席した監査等委員会においては、都度決議・報告事項について、主として公認会計士としての見地・視点より意見交換・協議を行い、必要に応じ経営監査上参考となる貴重な意見具申を行っております。

㈢　責任限定契約の内容の概要
当社と、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金６百万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

5．会計監査人の状況

(1)　名称　　有限責任 あずさ監査法人

(2)　報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	59百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	70百万円

（注）1．当社の重要な子会社のうち、KBK Inc、極東貿易（上海）有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（又はこれらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3．当社の監査等委員会は、会計監査人が提出した当事業年度に係る監査計画の内容、監査日数及び報酬見積等を検討のうえ合理性及び妥当性を総合的に評価した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3)　非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4)　会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項

・取締役会は、次のようなコンプライアンス体制により、取締役・使用人の職務執行の法令及び定款への適合を確保する。

◇取締役会は、代表取締役社長の直属機関として「企業倫理・コンプライアンス委員会」を当社に設置し、管理担当取締役をコンプライアンス・オフィサーに選定する。外部常任委員の少なくとも１名は弁護士とする（平成21年６月から外部常任委員の弁護士が委員長となっております。）。

◇代表取締役社長は、「企業倫理・コンプライアンス委員会」を通じて、当社の企業理念、当社及び子会社の役職員を対象とする「極東貿易グループ企業行動憲章」等の当社規範、定款、主要規程等の内容を繰り返し周知徹底するとともに、法令遵守に向けた取り組みを行う。

◇「企業倫理・コンプライアンス委員会」には、当社及び子会社の役職員を対象とする企業倫理やコンプライアンス違反事案の通報・報告窓口として「ヘルプライン」を設置し、外部の窓口には弁護士事務所を指定する。また、通報・報告事案で調査等が必要な場合は、「企業倫理・コンプライアンス委員会」委員である弁護士、あるいは外部窓口の弁護士事務所の指導・助言を受けて、公正中立と適法性を確保する。

◇職務の執行に法令違反等が生じた場合は、諸規程等に基づき、「賞罰委員会」に諮るなどしたうえで、適正かつ厳正な処分を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

・取締役会は、文書管理規程、文書保存規程等の定めるところに従い、取締役会の議事、稟議申請等の職務執行に係る情報を、文書または電磁的媒体に記録し、適切かつ閲覧可能な状態で保存管理する。

・取締役会は、取締役または監査等委員会の補助使用人が求めたときはいつでも、これら職務執行に係る情報を、閲覧または謄写に応じる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項

・取締役会は、当社が認識する事業上の各リスクについての分析を行い、各リスクに対応するための基本的な方針となる規程を定め、各リスクごとに担当部門を割り当て、対策を検討させ、遂行状況等を適切にモニタリングするとともに、対応マニュアルを整備する等して、リスク管理の実効性を高め、損害の拡大を防止あるいは最小限に止める適切な体制を構築する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項

・取締役会は、次のような経営管理システムを通じて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

◇当社は、取締役会規程に従い、毎月定例の取締役会を開催し、重要事項に関する意思決定と情報共有を行う。

◇取締役会は、取締役及び使用人が共有する目標としての３事業年度を期間とする合理的な中期事業計画を策定する。

◇取締役会は、中期事業計画に基づき、毎事業年度の全社業績目標と予算を設定し、目標達成に必要な経営資源を配分する。

◇取締役会は、執行役員に対する責任権限の委譲を行うとともに、職務権限規程により、取締役会以下、経営戦略会議や役職者の責任権限を明確に定め、効率的な事業管理を行う。

◇執行役員は、月次業績等の経営データが、担当取締役を通じて迅速に取締役会に報告されるよう業務を指揮し、取締役会は毎月この経営データをレビューし、担当取締役から目標未達要因の分析及び改善策の報告を受け、必要やむを得ない場合は、適正に目標の修正を行うなどの検討を行う。

◇取締役会の検討結果に基づき、担当取締役は、実施すべき具体的な計画・施策等を執行役員に策定・遂行させるとともに、執行役員の遂行状況を監督し、執行役員は、目標達成に向けて担当グループを統括・指揮する。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

・取締役会は、当社に当グループを管理する部門を設けたうえで、次の通り子会社の業務の適正を確保する。

◇取締役会は、子会社・関連会社管理規程を制定し、子会社の予算情報、決算情報、その他当社が必要と判断する情報について、適宜当社への報告を義務付ける。

◇取締役会は、当社の取締役または使用人に子会社の取締役を兼務させ、当該兼務者をして、子会社の代表取締役その他の業務執行取締役による子会社の取締役会に対する職務執行状況の報告内容を当社に報告させる。

◇代表取締役社長は、定期的に当社及び子会社の取締役が出席する会議を開催し、子会社の営業の概況その他重要な事象について、報告を行わせる。

◇取締役会は、当社及び子会社からなる企業集団全体のリスクに対応するための規程を策定して、同規程において各リスクごとに担当部門を割り当て、当社及び子会社からなる企業集団全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。

◇取締役会は、当社及び子会社からなる企業集団が共有する目標としての３事業年度を期間とする合理的な中期事業計画を策定し、当該計画具体化のために、毎事業年度の当社及び子会社からなる企業集団全体の業績目標と予算を設定し、経営資源を配分する。

◇取締役会は、子会社職務権限規程を制定し、子会社における職位の責任と権限を明確にし組織的かつ効率的な業務運営を行わせる。

◇監査等委員会及び、監査室はその権限に基づき、内部監査規程及び子会社・関連会社管理規程を基礎とし、必要に応じ、子会社の調査及び内部監査を実施する。

⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

・取締役会は、監査等委員会の求めに応じて監査等委員会直属の補助使用人を置くこととし、当該使用人が監査等委員会の職務を補助するために行う業務については、取締役等の指揮命令を受けないこととする。

・補助使用人は、監査等委員会の求める業務知識を有する者とし、監査等委員会の指示に従いその業務を行う。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

・取締役会が前項の使用人について人事異動を行う場合は、監査等委員会に事前報告を為し、必要な場合は理由を付して人事を担当する取締役に変更を申し入れる。

・取締役会が前項の使用人について懲戒処分を行う場合は、人事を担当する取締役は、あらかじめ監査等委員会の承認を得る。

⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

・取締役会は、監査室より、法定の事項に加えて、監査室が実施した監査の結果について監査等委員会への報告をさせる。

・取締役会は、その他、経営戦略会議、執行役員会等の会議体に付議・報告されたもので特に重要なものについては、関連部門に、監査等委員会への報告をさせる。

・当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の監査等委員会に対し、必要な報告及び情報提供を行う。
・監査等委員会に報告をした者は、その報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・代表取締役、取締役及び取締役会は、監査等委員会との間で、定期的な会合をもつなどして積極的なコミュニケーションを図るよう努める。
・取締役会は、監査室、人事総務部等管理部門各部に、必要に応じて監査等委員会の事務を補助させる。
・監査等委員会からその職務の執行について生ずる費用の前払い又は債務の処理の請求があった場合は、職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを支払う。

(2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

企業倫理・コンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンスの確保・向上に向けた活動計画を策定し、当社規範の周知徹底、Eラーニング等の各種施策を実施し意識向上を図りました。

損失の危険の管理については、管理部門各部で担当部門について、また定期的に開催する財務報告に関する内部統制委員会等の各種委員会で所管業務について、それぞれリスク判断・対応を行いました。

取締役会は15回開催し、社内の全ての重要事項について適切に意思決定と情報共有を行った他、平成28年４月に策定した中期経営計画「KBK 2016」に則り、単年度の業績目標・予算を決定し、海外子会社を含めた当グループ全体に示達しました。また各営業部・子会社が立案した事業計画・予算の遂行状況を点検し、必要に応じて改善を指示するための会議を四半期ごとに開催し、また海外子会社についても、会議の場で事業の状況等の報告を行いました。

監査室は、期初に立案した内部監査計画に基づき、当社内及び子会社等に対して監査を行い、結果を監査等委員会を含む経営陣に報告しました。

監査等委員会は合計10回（移行前の監査役会は合計3回）開催し、監査等委員間で意見交換を実施するとともに、関連部門・子会社取締役等からの監査等委員会への報告、代表取締役・関係部門間での、意見交換を随時実施しました。

（注）当社は、平成29年６月21日付で監査等委員会設置会社に移行いたしました。
当事業年度期初から移行直前までにおける内部統制システムの運用状況の概要においては、上記「監査等委員」及び「監査等委員会」は、「監査役」及び「監査役会」となります。

７．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**37,980**	**流動負債**	**24,265**
現金及び預金	8,204	支払手形及び買掛金	17,627
受取手形及び売掛金	21,600	１年内償還社債	237
有価証券	48	短期借入金	2,680
商品及び製品	2,687	未払法人税等	235
仕掛品	495	前受金	2,372
原材料及び貯蔵品	229	賞与引当金	283
前渡金	2,247	その他流動負債	828
繰延税金資産	301	**固定負債**	**4,832**
その他流動資産	2,209	社債	949
貸倒引当金	△44	長期借入金	1,569
固定資産	**14,371**	繰延税金負債	831
有形固定資産	**2,187**	長期未払金	53
建物及び構築物	705	退職給付に係る負債	1,375
機械装置及び運搬具	79	その他固定負債	54
備品	90	**負債合計**	**29,097**
土地	1,251	**純資産の部**	
リース資産	58	**株主資本**	**21,447**
その他固定資産	1	資本金	5,496
無形固定資産	**227**	資本剰余金	7,974
リース資産	12	利益剰余金	8,257
その他無形固定資産	215	自己株式	△281
投資その他の資産	**11,956**	**その他の包括利益累計額**	**1,706**
投資有価証券	9,525	その他有価証券評価差額金	1,890
繰延税金資産	77	繰延ヘッジ損益	△4
長期貸付金	11	為替換算調整勘定	△32
その他投資	2,361	退職給付に係る調整累計額	△146
貸倒引当金	△18	**非支配株主持分**	**100**
資産合計	**52,352**	**純資産合計**	**23,254**
		負債純資産合計	**52,352**

連結損益計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**62,080**
売上原価	**53,887**
売上総利益	**8,193**
販売費及び一般管理費	7,381
営業利益	**812**
営業外収益	**826**
受取利息	36
受取配当金	184
持分法による投資利益	575
その他営業外収益	29
営業外費用	**101**
支払利息	32
為替差損	42
その他営業外費用	25
経常利益	**1,537**
特別利益	**338**
投資有価証券売却益	338
特別損失	**36**
投資有価証券評価損	11
関係会社出資金評価損	25
税金等調整前当期純利益	**1,839**
法人税、住民税及び事業税	375
法人税等調整額	△11
当期純利益	**1,475**
非支配株主に帰属する当期純利益	**7**
親会社株主に帰属する当期純利益	**1,467**

連結株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成29年４月１日　残高	5,496	7,424	7,016	△48	19,887
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△226		△226
親会社株主に帰属する当期純利益			1,467		1,467
自己株式の取得				△232	△232
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		550			550
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					－
連結会計年度中の変動額合計	－	550	1,241	△232	1,559
平成30年３月31日　残高	5,496	7,974	8,257	△281	21,447

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成29年４月１日　残高	1,588	△5	△233	△184	1,164	638	21,690
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当					－		△226
親会社株主に帰属する当期純利益					－		1,467
自己株式の取得					－		△232
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					－		550
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	302	1	200	38	542	△537	4
連結会計年度中の変動額合計	302	1	200	38	542	△537	1,564
平成30年３月31日　残高	1,890	△4	△32	△146	1,706	100	23,254

貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**20,870**	**流動負債**	**23,396**
現金及び預金	1,114	支払手形	1,536
受取手形	1,901	買掛金	11,405
売掛金	12,704	１年内償還社債	237
商品及び製品	992	短期借入金	8,016
前渡金	1,914	未払金	131
前払費用	62	未払法人税等	73
繰延税金資産	136	未払費用	5
その他流動資産	2,074	前受金	1,742
貸倒引当金	△30	賞与引当金	111
固定資産	**22,027**	その他流動負債	137
有形固定資産	**375**	**固定負債**	**4,028**
建物	174	社債	949
構築物	4	長期借入金	1,568
機械装置	0	繰延税金負債	666
車両運搬具	0	長期未払金	1
備品	38	退職給付引当金	805
土地	123	その他固定負債	38
リース資産	33	**負債合計**	**27,425**
無形固定資産	**143**	**純資産の部**	
借地権	71	**株主資本**	**13,682**
ソフトウエア	49	**資本金**	**5,496**
その他無形固定資産	21	**資本剰余金**	**5,096**
投資その他の資産	**21,509**	資本準備金	5,096
投資有価証券	5,871	**利益剰余金**	**3,371**
関係会社株式	14,109	利益準備金	356
出資金	177	その他利益剰余金	3,014
関係会社出資金	1,002	建物圧縮記帳積立金	17
長期前払費用	0	別途積立金	242
長期貸付金	11	繰越利益剰余金	2,755
差入保証金	327	**自己株式**	**△281**
その他投資	11	**評価・換算差額等**	**1,791**
貸倒引当金	△4	その他有価証券評価差額金	1,795
		繰延ヘッジ損益	△4
資産合計	**42,898**	**純資産合計**	**15,473**
		負債純資産合計	**42,898**

損 益 計 算 書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**37,873**
売上原価	**34,411**
売上総利益	**3,462**
販売費及び一般管理費	3,558
営業損失	**95**
営業外収益	**748**
受取利息	2
受取配当金	730
その他営業外収益	15
営業外費用	**103**
支払利息	74
社債利息	2
為替差損	13
その他営業外費用	12
経常利益	**549**
特別利益	**336**
投資有価証券売却益	336
特別損失	**36**
投資有価証券評価損	11
関係会社出資金評価損	25
税引前当期純利益	**849**
法人税、住民税及び事業税	55
法人税等調整額	△22
当期純利益	**816**

株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					建物圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成29年４月１日　残高	5,496	5,096	5,096	356	18	242	2,163	2,780	△48	13,324
事業年度中の変動額										
剰余金の配当			－				△226	△226		△226
建物圧縮記帳積立金の取崩			－		△0		0	－		－
当期純利益			－				816	816		816
自己株式の取得			－					－	△232	△232
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			－					－		－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△0	－	591	590	△232	357
平成30年３月31日　残高	5,496	5,096	5,096	356	17	242	2,755	3,371	△281	13,682

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成29年４月１日　残高	1,574	△5	1,569	14,894
事業年度中の変動額				
剰余金の配当			－	△226
建物圧縮記帳積立金の取崩			－	－
当期純利益			－	816
自己株式の取得			－	△232
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	220	0	221	221
事業年度中の変動額合計	220	0	221	578
平成30年３月31日　残高	1,795	△4	1,791	15,473

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月10日

極東貿易株式会社

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士 西　野　聡　人　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士 高　﨑　　博　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、極東貿易株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、極東貿易株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月10日

極東貿易株式会社

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西　野　聡　人	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高　﨑　博	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、極東貿易株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第98期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、また、財務報告に係る内部統制について取締役等及び会計監査人有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月11日

極東貿易株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　大　内　　晋　㊞

監査等委員　田　辺　信　彦　㊞

監査等委員　荒　井　卓　一　㊞

注1.　監査等委員田辺信彦及び荒井卓一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

注2.　当社は、平成29年6月21日開催の第97回定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、将来に向けた事業展開のため、財務体質と経営基盤の強化を図り株主資本の充実に努めるとともに、企業価値の持続的な向上が重要な責務であると認識しており、収益動向などを総合的に勘案し、業績に相応した配当を実施することを利益配分の基本方針としております。

また、当社は、平成29年11月27日に創立70周年を迎えました。つきましては、これまでの株主の皆様のご支援にお応えするため、普通配当８円に記念配当２円を加え、当期の期末配当は１株につき10円とさせていただきたいと考え、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金10円といたしたいと存じます。
（普通配当８円、創立70周年記念配当２円）
なお、この場合の配当総額は318,232,230円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年６月22日といたしたいと存じます。

なお、当事業年度の配当金を金10円とすることで、前事業年度に比べ１株当たり３円増額となります。

第２号議案　株式併合及び定款の一部変更の件

１．提案の理由

全国証券取引所において、投資家の利便性向上のための「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、国内会社の普通株式の売買単位を100株へ統一するための取組みが推進されていることを踏まえ、当社は、平成30年３月26日開催の取締役会において、会社法の定めに基づき、当社株式の売買単位となる単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することとし、この単元株式数の変更は、本議案の承認可決を条件として、平成30年10月１日をもって、その効力が発生することとして決議しております。

これに際し、東京証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準および中長期的な株価変動を勘案して、当社株式の投資単位を適切な水準に調整するため、株式併合をおこなうものであります。

２．株式併合の内容

（１）併合する株式の種類

普通株式

（２）併合の割合

当社の株式５株につき１株の割合をもって併合いたします。

なお、株式併合の結果、１株未満の端数が生じた場合は、会社法235条に基づき当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

（３）株式併合の効力発生日

平成30年10月１日

（４）効力発生日における発行可能株式総数

20,000,000株

株式併合を行うことにより、会社法の定めに基づき、その効力発生日に、発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなされます。

3．定款の一部変更

本議案が承認可決された場合には、平成30年10月１日をもって、現行定款の一部が次のとおり変更されることとなります。

（下線は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第２章　総則	第２章　総則
第６条(発行可能株式総数) 当会社の発行可能株式総数は、100,000,000株とする。	第６条(発行可能株式総数) 当会社の発行可能株式総数は、20,000,000株とする。
第８条(単元株式数) 当会社の単元株式数は、1,000株とする。	第８条(単元株式数) 当会社の単元株式数は、100株とする。
＜新　設＞	附　則 (効力発生日) 本定款第６条及び第８条の変更の効力発生日は、平成30年６月21日開催の第98回定時株主総会の議案に係る株式併合の効力が発生した日である平成30年10月１日とする。 なお、本附則は当該株式併合の効力発生日の経過後、これを削除する。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）８名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）８名は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役８名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案については、監査等委員会から、特段指摘すべき事項はない旨の確認を得ております。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	みとじゅんいち 三戸純一 （昭和25年12月３日生）	昭和49年４月　当社入社 平成14年４月　新素材部長 平成17年６月　理事 新素材部長 平成18年４月　理事 新素材部長兼医療・生活機材販売室長 平成19年６月　執行役員 素材グループ長 メディカル・メディアシステム部長 平成21年６月　取締役 平成23年４月　常務取締役 平成25年４月　常務取締役 営業統括本部長 平成25年６月　代表取締役社長 営業統括本部長 平成29年４月　代表取締役社長 社長執行役員 営業統括本部長（現）	73,000株
	【取締役候補者とした理由】 当社の代表取締役社長に平成25年より就任し、当該経験を通じて培った経営全般に関する高度の専門性、経営者としての豊富な経験および識見を有しており、当社の持続的な成長と企業価値のさらなる向上の実現に資することができるものと期待されるため、候補者とするものであります。		

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>吉川忠志
（昭和24年12月30日生）</td><td>昭和47年４月　当社入社
平成14年７月　産業機械部長
平成17年６月　理事 産業機械部長
平成19年６月　上級理事
平成21年６月　執行役員 産業・資源グループ長
平成23年４月　執行役員
平成23年６月　取締役
平成25年４月　常務取締役 海外事業統括グループ長
平成29年４月　取締役副社長 副社長執行役員 海外事業統括グループ長
平成29年６月　代表取締役副社長 副社長執行役員　海外事業統括グループ長兼国内子会社統括グループ長(現)
（重要な兼職の状況）
極東貿易（上海）有限公司　董事長</td><td>46,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
当社の代表取締役副社長に平成29年より就任し、当該経験を通じて培った経営全般に関する高度の専門性に基づき、当社の業務を効率的に執行する能力を有しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現に資することができるものと期待されるため、候補者とするものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>岡田義也
（昭和32年４月25日生）</td><td>昭和59年４月　当社入社
平成15年４月　情報・環境機器部長
平成17年６月　KBK Europe GmbH総支配人
平成21年10月　産業システム部長
平成23年４月　執行役員 産業・資源グループ長 産業システム部長
平成24年４月　執行役員 産業・資源グループ長
平成25年４月　執行役員 産業・資源グループ長兼国内子会社統括グループ長
平成25年６月　取締役執行役員 産業・資源グループ長兼国内子会社統括グループ長
平成29年４月　取締役 常務執行役員　産業・資源グループ長兼国内子会社統括グループ長
平成29年６月　取締役 常務執行役員　産業・資源グループ長(現)</td><td>23,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
入社以来、主に基幹産業関連事業などに従事し、情報・環境機器部長、産業システム部長、産業・資源グループ長を務めるなど、同分野における豊富な経験と実績を有しております。また、当社ドイツ現地法人で総支配人を務めているなど海外での経営経験も有しております。これらの経験において培った経営全般に関する高度な専門性により、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現に資することができるものと期待されるため、候補者とするものであります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番号</th><th>ふりがな
氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>とまべち　のぶき
苫米地　信輝
（昭和33年３月11日生）</td><td>昭和57年４月　当社入社
平成18年６月　経理部長
平成18年７月　経理部長兼関連会社室長
平成23年４月　執行役員 管理企画グループ長 関連会社室長
平成25年４月　執行役員 管理企画グループ長 グループ企画室長
平成28年６月　取締役執行役員
平成29年４月　取締役 常務執行役員 管理企画グループ長 グループ企画室長(現)</td><td>20,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
入社以来、管理部門業務に従事し、経理部長、関連会社室長、管理企画グループ長を務めるなど、経理・財務業務および管理業務全般に豊富な経験と実績を有しております。また、当社米国現地法人での勤務経験もありグローバルな視野を有しております。これらの経験において培った経営全般に関する高度な専門性により、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現に資することができるものと期待されるため、候補者とするものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>まつい　しゅういち
松井秀一
（昭和31年１月10日生）</td><td>昭和57年４月　当社入社
平成19年12月　電子機器部長
平成21年10月　特機システム部長
平成22年６月　執行役員 電子・計装グループ長 特機システム部長
平成23年４月　執行役員 電子・計装グループ長
平成25年６月　取締役執行役員 電子・計装グループ長
平成29年４月　取締役 常務執行役員 電子・計装グループ長
平成30年４月　取締役 執行役員 電子・計装グループ長（現）
（重要な兼職の状況）
ABB日本ベーレー株式会社 代表取締役</td><td>21,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
入社以来、主に電子・制御システム関連事業に従事し、電子機器部長、特機システム部長、電子・計装グループ長を務めるなど、同分野における豊富な経験と実績を有しております。関連会社であるABB日本ベーレー株式会社の代表取締役を兼職しており、また、グループを統括する経験において培った経営全般に関する高度な専門性により、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現に資することができるものと期待されるため、候補者とするものであります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>ふりがな
氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>さとう　まさはる
佐藤　匡玄
（昭和34年1月9日生）</td><td>昭和58年４月　当社入社
平成17年６月　プラスチック部長
平成21年６月　執行役員 素材グループ長
兼プラスチック部長
平成21年７月　執行役員 素材グループ長
平成29年６月　取締役執行役員 素材グループ長
（現）</td><td>7,640株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
入社以来、産業素材関連事業に従事し、プラスチック部長、素材グループ長を務めるなど、同分野における豊富な経験と実績を有しております。海外勤務も経験していることに加え、顧客との調整、折衝のため海外における業務経験も多く、これらの経験において培った経営全般に関する高度な専門性により、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現に資することができるものと期待されるため、候補者とするものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td>さいとう　としじ
齋藤壽士
（昭和24年11月28日生）</td><td>昭和50年４月　当社入社
平成９年７月　KBK GmbH（現KBK Europe GmbH） 支配人
平成14年６月　人事部長
平成16年８月　人事総務部長
平成17年６月　理事 人事総務部長
平成21年６月　執行役員 管理企画グループ長 人事総務部長
平成23年４月　執行役員
平成23年６月　取締役
平成25年４月　常務取締役 管理統括本部長
平成27年６月　取締役(現)
（重要な兼職の状況）
エトー株式会社 代表取締役社長</td><td>53,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
当社のグループ会社社長としての経験と当該経験を通じて培った経営全般に関する高度の専門性に基づき、当社の業務を効率的に執行する能力を有しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現に資することができるものと期待されるため、候補者とするものであります。</td></tr>
</table>

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
8	かま　　かずあき 釜　和明 （昭和23年12月26日生）	昭和46年７月　石川島播磨重工業株式会社（現株式会社IHI）入社 平成16年６月　同社 執行役員 財務部長 平成17年４月　同社 常務執行役員 平成17年６月　同社 取締役 平成19年４月　同社 代表取締役社長 兼 最高経営執行責任者 平成24年４月　同社 代表取締役会長 平成25年６月　当社取締役（現） 平成28年６月　株式会社IHI 相談役(現) （重要な兼職の状況） 株式会社IHI 相談役 公益財団法人 財務会計基準機構 代表理事 理事長 中央職業能力開発協会 会長 日本精工株式会社 社外取締役 コニカミノルタ株式会社 社外取締役 住友生命保険相互会社 社外取締役	－
	【社外取締役候補者とした理由】 株式会社IHIの社長や各種団体の要職を歴任され、経済社会で活躍の経験も長く見識も高いため、大所高所からの意見、独立した立場からの客観的な意見を頂くために、社外取締役候補者とするものであります。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．釜和明氏は、社外取締役候補者であります。
３．社外取締役候補者に関する事項は次のとおりであります。
① 社外取締役候補者が過去５年間に他の株式会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実
釜和明氏は、平成19年4月から株式会社IHIの代表取締役として平成28年６月から相談役、平成26年６月から現在まで日本精工株式会社及びコニカミノルタ株式会社の社外取締役、平成28年７月から住友生命保険相互会社の社外取締役を兼務しておりますが、いずれの会社についても該当事実はありません。
② 釜和明氏は、当社社外取締役に就任してから本総会終結の時まで、５年が経過しております。
③ 当社は、釜和明氏と責任限定契約を締結しており、同氏が原案どおり選任された場合、責任限定契約を継続する予定であります。当該契約内容の概要は、次のとおりであります。
会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する。損害賠償責任の限度額は、金６百万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。
４．当社は、釜和明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、今般選任されたときは引き続き独立役員として届け出る予定であります。

第４号議案　譲渡制限付株式報酬制度の導入及び取締役の報酬額変更の件

１．本制度の導入の目的及び条件

（１）導入の目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下「対象役員」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入するものであります。

（２）導入の条件

本制度は、対象役員に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、平成29年６月21日開催の第97回定時株主総会において年額360百万円（内、社外取締役分は20百万円）以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とする旨をご承認いただいておりますが、本株主総会では、当該報酬枠とは別枠にて、本制度を新たに導入し、当社の対象役員に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いするものです。なお、各対象役員への具体的な交付又は支給の時期及び内容については、年額72百万円を上限とし、その範囲内にて、次項に定める内容に従い、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

２．本制度の概要

対象役員は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。取締役に対して支給される報酬総額は、現行の金銭報酬額とは別枠で年額72百万円以内とし（取締役に対する現行の金銭報酬額については、これと別枠になります。）、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年288千株以内といたします（なお、第2号議案「株式併合及び定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、平成30年10月１日に株式併合が行われますが、その場合、発行株式数を合理的に調整できるものとします。）。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は３年間としております。各取締役への具体的な支給時期及び配分について、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

なお、対象取締役は、第３号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)８名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、７名となります。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の１株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象役員に特に有利とならない範囲において取締役会にご一任いただきたいと存じます。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象役員との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

①対象役員は、原則３年として、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。

②対象役員の不祥事が発生するなどの一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること。

なお、本議案については、監査等委員会から、特段指摘すべき事項はない旨の確認を得ております。

以上

メ　　モ

極東貿易株式会社第98回定時株主総会

会　場　ご　案　内

丸の内北口ビルフクラシア 16階Ｂ会議室
東京都千代田区丸の内一丁目６番５号
TEL 03（6430）9355

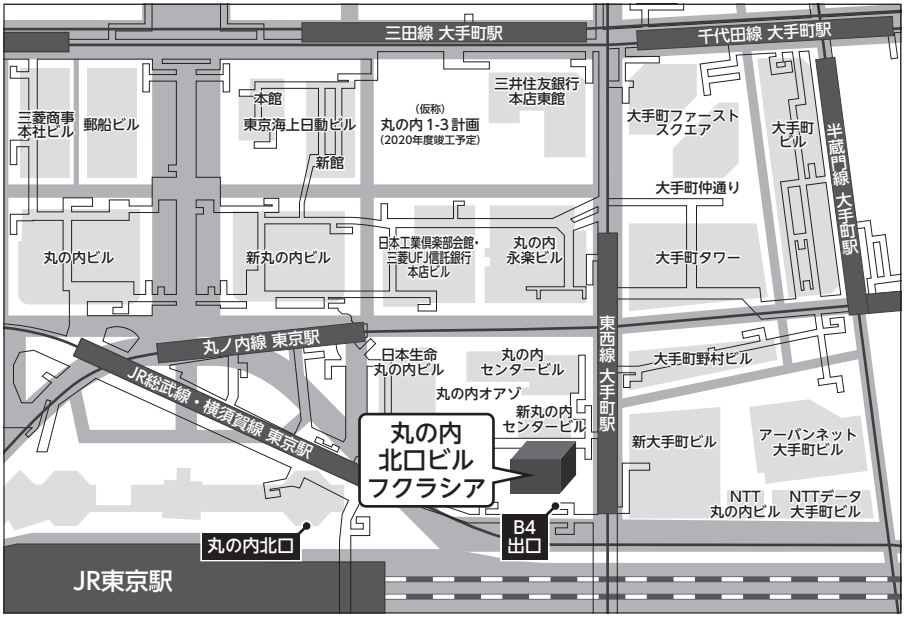

丸ノ内線　東京駅直近
東西線　大手町駅直近

お願い: 誠に申し訳ございませんが、当会場には専用駐車場の用意がございませんので、ご了承くださいますようお願い申しあげます。

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。